

大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク及びキャッチフレーズ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク及び大牟田市制100周年記念事業キャッチフレーズ（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 大牟田市制100周年記念事業シンボルマークは、別表のとおりとする。

(キャッチフレーズ)

第3条 大牟田市制100周年記念事業キャッチフレーズは、「燃えて100年 世界に羽ばたく おおむた」とする。

(権利)

第4条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、大牟田市（以下「市」という。）に属する。

(シンボルマーク等を使用できる者)

第5条 シンボルマーク等を使用できる者は、原則として市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

(使用の承認)

第6条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ大牟田市制100周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長の承認を要しない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、土地開発公社、商工会議所、社会福祉協議会その他公共的な活動を行う団体であって会長が認めるものが使用する場合
- (2) 大牟田市制100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する実行委員会事業又は実行委員会が承認した冠事業（「大牟田市制100周年」の文言を含む大牟田市制100周年を記念する旨をその名称に冠して実施する事業をいう。）で使用する場合
- (3) 市（市の機関を含む。次号において同じ。）が主催、共催又は後援する事業で使用する場合
- (4) 市が業務に関し使用する場合
- (5) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (6) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）を業として行う個人を含む。）が報道の用に供する目的で使用する場合

- (7) この要綱に定める事項を遵守し、個人的に使用する場合
- (8) その他会長が特に認める場合

(使用の申請)

第7条 前条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者はあらかじめ、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 企画書等、シンボルマーク等の使用内容がわかるもの
- (2) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認を行うときは、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用承認通知書（様式第2号）を、承認を行わないときは、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用不承認通知書（様式第3号）により前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(承認の基準)

第8条 承認は、次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

- (1) 大牟田市制100周年記念事業の趣旨に反する、又は反するおそれがある場合
- (2) 市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害する、又は害するおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される場合、又は使用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用、又は使用のおそれがあると認められる場合
- (7) 不当な利益を得るために使用する、又は使用されるおそれがある場合
- (8) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (9) その他会長が承認をすることが適当でないと認める場合

(使用期限)

第9条 シンボルマーク等の使用期限は、平成30年3月31日までとする。ただし、第6条の規定によりシンボルマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）がシンボルマーク等の使用の延長を申し出たときは、延長することができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的以外でシンボルマーク等を使用しないこと。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) シンボルマーク等の一部のみを使用し、又は変形し、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) シンボルマーク等自体を商品化しないこと。

(5) シンボルマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) シンボルマーク等を使用した物件等を商標登録しないこと。

(使用料)

第11条 シンボルマーク等の使用料については、無料とする。

(完成物件の提出)

第12条 承認を受けた使用者は、実際にシンボルマーク等を使用した完成物件を会長に提出しなければならない。ただし、当該完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって、これに代えることができる。

(承認内容の変更)

第13条 承認を受けた使用者は、承認を受けた使用内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用変更等承認申請書(様式第4号)により会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、変更の承認を行うときは、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用変更等承認通知書(様式第5号)を、変更の承認を行わないときは、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用変更等不承認通知書(様式第6号)により前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(使用状況の調査及び報告)

第14条 会長は、使用者にシンボルマーク等の使用状況等について報告させ、又は実地に調査をすることができる。

2 使用者は、シンボルマーク等の使用状況等について、会長から調査及び報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(承認の取消し等)

第15条 会長は、承認(第13条第2項の規定により変更の承認を受けた場合にあつては、当該変更の承認を含む。以下同じ。)を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める事項に違反した場合

(2) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められた場合

(3) その他シンボルマーク等を継続して使用することが不相当であると認められた場合

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用承認取消通知書(様式第7号)により、承認を受けた使用者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、当該使用者に対して、シンボルマーク等の使用物件等の回収の措置を求めることができる。

4 前項の場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、会長及び実行委員会並びに市は、その賠償の責めを負わない。

(未承認使用者に対する措置)

第16条 会長は、承認を受けずにシンボルマーク等を使用している者（第6条ただし書に該当する場合を除く。）又は使用しようとしている者に対して、その使用の停止又は中止を求めることができる。

（経費等の負担）

第17条 実行委員会は、使用者がこの要綱によるシンボルマーク等の使用の承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（事故、苦情等の処理）

第18条 使用者は、シンボルマーク等を使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

2 使用者は、シンボルマーク等の使用に関し、故意又は過失により実行委員会、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損失補償等の責任）

第19条 実行委員会及び市は、シンボルマーク等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

（事務）

第20条 シンボルマーク等の使用の承認等に関する事務は、大牟田市制100周年記念事業実行委員会事務局が行う。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等を使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。

別表（第2条関係）

1 カラー



CMYK

■ K 1 0 0

■ M 1 0 0 Y 1 0 0

RGB

■ R 3 2 + G 2 4 + B 2 0

■ R 2 2 2 + G 2 + B 9

WEB用色番号

■ # 2 1 1 9 1 5

■ # D E 0 2 0 9

2 グレースケール



CMYK

■ K 1 0 0

■ K 6 5 (炎)

■ K 6 0 (目)

3 単色 (ベタ)

